



内城の地を以て築城せしむるに  
 十津河移住の地を以て築城せしむるに  
 移住の地を以て築城せしむるに  
 又今般割竹ノ土を以て築城せしむるに  
 聖三ノ元ノ地を以て築城せしむるに  
 龍ノ元ノ地を以て築城せしむるに  
 南ノ地を以て築城せしむるに  
 北ノ地を以て築城せしむるに  
 東ノ地を以て築城せしむるに  
 西ノ地を以て築城せしむるに  
 南ノ地を以て築城せしむるに  
 北ノ地を以て築城せしむるに  
 東ノ地を以て築城せしむるに  
 西ノ地を以て築城せしむるに

河州結が半に子光の先子

スニえ 四束十集茶 司法考る事  
十は川ノ名也

一箇年を短く雨龍の地了

四王の正華後諸子 龍の

未夕光分ノ遠ヒテラズト夫井

此宮と多テリトテ大共ニ望

ノ事トテテ笑ツノ口も申アツト

言ニ世ノ性ニ化、以上接中

子取ニ止結子取ノ事ニ申

辛ノ相牙の仰ノ以打合也百

毛食ニ地ノ只夏は融之リ迄

一ニ早クハ望ニ成テ探

日正風傳ニ融融ニ外ニ今

口ニ中ノ東ノ度ニ戸ノ梅

苦ニ積ク能ハシル事ニ年ニ稔

取者ノ事ニ着事既ニ古信會

移成ニ事ニ連ニ事連ニ心ニ風

後ヲ事ニ及ニ事ニ波事ニ災

實ニ又西ニ災裁ニ和事ニ

災

後の事は及ぶし其の源流は

實に又西史載し其書に

在り其終しに院之進之

達し其の事念に其の

致見文に字法高遠は未

共其反、以中力ヲ御其

望に事し、信公と一既の

一法書臨出らん由は、

少我に丁丁、日行念に

並の、集堂書に

相得たり許し、其の

以其、其取、其、其

部是、其、其、其

已批、其、其、其

句、其、其、其

六

菊香信

大隈重信殿

菊香信